

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例新旧対照表（第二一条関係）

新

（訪問介護員等の員数等）

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次項及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法（第四十二条第三項、第九十九条第一項第三号及び第百三十一条第一項第三号において「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業

旧

（訪問介護員等の員数等）

第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下次項及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号。以下「予防サービス条例」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）

の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（予防サービス条例第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この項及び次項において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 略

4 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう）又は指定

夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一以上とすることができる。

6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問事業に係る指

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条 において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 略

4 第二項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）に該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第六十四条第四項において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）の職務に従事することができる。

5 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者

定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第七条 略

2 指定訪問介護事業者が第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十六年山梨県条例第七十八号。第百六十四条第二項において「指定居宅介護支援基準条例」という。）第十五条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(訪問介護員等の員数等)

の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第七条 略

2 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者を集めて行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(訪問介護員等の員数等)

第四十二条 略

2 略

3 基準該当訪問介護の事業と法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。第百三十一條第一項第三号において同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備、備品等）

第四十四条 略

2 基準該当訪問介護の事業と第四十二條第三項に規定する第一号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数等）

第四十八条 略

2 略

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号。以下「予防サービス条例」という。）第四十八條第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事

第四十二条 略

2 略

3 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（予防サービス条例第四十二條第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業

とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、同項及び同條第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備、備品等）

第四十四条 略

2 基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、予防サービス条例第四十四條第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（従業者の員数等）

第四十八条 略

2 略

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（予防サービス条例第四十八條第一項に

規定する指定介護予防訪問入浴介護事

業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(予防サービス条例第四十七条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第四十八条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一節 基本方針

第六十三条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等の員数等)

第六十四条 略

2・3 略

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下この項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(予防サービス条例第四十七条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第四十八条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一節 基本方針

第六十三条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をを目指すものでなければならない。

(看護師等の員数等)

第六十四条 略

2・3 略

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下この項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準のうち、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が当該指定に係る事業所に置くべき訪問看護サービスを行う看護職員の員数の基準を満たすとき(次項の規定により第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第十項に規定する指定複合型サービス事業者をいう)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と

指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準のうち指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該指定に係る事業所に置くべき看護職員の員数の基準を満たすとき(前項の規定により第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一節 基本方針

第七十九条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(

の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準のうち、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が当該事業所に置くべき訪問看護サービスを行う看護職員の員数の基準を満たすとき(次項の規定により第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下この項において「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下この項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービスの

事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準のうち、指定複合型サービス事業者が当該

事業所に置くべき看護職員の員数の基準を満たすとき(前項の規定により第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び同項第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一節 基本方針

第七十九条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(

以下「指定訪問リハビリテーション」という。の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居室において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならぬ。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十四条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。

一～四 略

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議

(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八十二条第三項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。次条第五項、第三百三十九条第四号及び第四百四十二条第六項において同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

以下「指定訪問リハビリテーション」という。の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならぬ。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十四条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。

一～四 略

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十五条 略

254 略

5) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第百三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百四十条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一節 基本方針

第九十八条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

(従業者の員数等)

第九十九条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業

第八十五条 略

254 略

Table with 10 empty vertical cells.

第一節 基本方針

第九十八条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

(従業者の員数等)

第九十九条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(第四節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が法第百十五條の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業

とが同一の事業所において一体的

に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条及び第一百一条第三項において同じ。)の数が十五までの場合にあつては一以上、十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

257 略

8 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(第四節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(予防サービス条例第九十七條第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)

の指定

を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(予防サービス条例第九十六條に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この条及び第一百一条第三項において同じ。)の数が十五までの場合にあつては一以上、十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

257 略

8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運

営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の
人員に関する基準を満たすことをもって
、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第一百一条 略

2・3 略

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備
を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する
場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の
開始前に知事に届け出るものとする。

5 指定通所介護事業者が第九十九条第一項第三号に規定する第一号
通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介
護の事業と当該第一号通所事業 とが同一の事業所において
一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一
号通所事業の 設備に関する基準を満たすこ
とをもつて、第一項から第三項までに規定する基準を満たしている
ものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第一百十条 略

(事故発生時の対応)

第一百十条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護
の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者

営されている場合については、予防サービス条例第九十七条第一項
から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて
、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第一百一条 略

2・3 略

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者
の指定を併せて受け、かつ、指定通所介

護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において
一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第九十
九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすこ
とをもつて、前三項 に規定する基準を満たしている
ものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第一百十条 略

の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第百一条第四項の指定通所介護以外のサービスを提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第百十一条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 略

五 前条第二項

況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百十二条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十八条まで、第四十条及び第五十五条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、同項及び第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通

(記録の整備)

第百十一条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 略

五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百十二条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第四十条まで、及び第五十五条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百六条」と、同項及び第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通

所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第六六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第百十四条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

2 略

(設備、備品等)

第百十八条 略

2・3 略

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

(記録の整備)

第百二十九条 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならぬ。

所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第六六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第百十四条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

2 略

(設備、備品等)

第百十八条 略

2・3 略

(記録の整備)

第百二十九条 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならぬ。

一〇五 略

六 次条において準用する第百十條の二第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百三十條 第九條から第十二條まで、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十一條、第二十六條、第三十三條から第三十八條まで、第四十條、第百二條(第三項第二号を除く。)、第百三條及び第百七條から第百十條の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十三條中「第二十九條」とあるのは「第百二十六條」と、同條中「訪問介護員等」とあり、及び第百七條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百十條の二第四項中「第百一條第四項」とあるのは「第百十八條第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第百三十一條 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を

一〇五 略

六 次条において準用する第三十九條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百三十條 第九條から第十二條まで、第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十一條、第二十六條、第三十三條から第四十條まで、第百二條(第三項第二号を除く。)、第百三條及び第百七條から第百十條 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十三條中「第二十九條」とあるのは「第百二十六條」と、同條中「訪問介護員等」とあり、及び第百七條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第百三十一條 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を

当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五條の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五 までの場合にあつては一以上、十五 を超える場合にあつては十五 を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

2 6 略

7 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の

人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備、備品等）

第百三十三條 略

2 3 略

4 基準該当通所介護の事業と第百三十一條第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の

設備に関する基準を満たすことをも

当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（予防サービス条例第百十二條第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）

の事業を

同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

2 6 略

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防サービス条例第百十二條第一項から

第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備、備品等）

第百三十三條 略

2 3 略

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、予防サービス条例第百十四條第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをも

って、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第三百三十四条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条、第四十条、第五十五条及び第九十八条並びに第四節(第一百零二条第一項及び第一百零二条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第一百零六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第一百零六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二百二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百一十一条第二項中「次条」とあるのは「第三百三十四条」と読み替えるものとする。

第一節 基本方針

第三百三十五条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介

って、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第三百三十四条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで、第五十五条及び第九十八条並びに第四節(第一百零二条第一項及び第一百零二条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第一百零六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十七条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第一百零六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二百二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百一十一条第二項中「次条」とあるのは「第三百三十四条」と読み替えるものとする。

第一節 基本方針

第三百三十五条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介

護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第三百三十九条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 三 略

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第四百四十条 略

2 5 略

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を

護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第三百三十九条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 三 略

(通所リハビリテーション計画の作成)

第四百四十条 略

2 5 略

満たしているものとみなすことができる。

(定員の遵守)

第六百六十四条 略

2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援基準条例第四条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第八十一条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(定員の遵守)

第六百六十四条 略

(指定通所介護事業所等との併設)

第八十一条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(準用)

第百八十七条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで、第五十五条、第百七条、第百九条、第百十条及び第百四十六条並びに第四節(第百五十三条第一項及び第百六十七条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第百八十七条において準用する第百六十三条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第百七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百五十九条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十四条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十六条第二項中「次条」とあるのは「第百八十七条」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第百九十条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

(準用)

第百八十七条 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで、第五十五条、第百七条、第百九条、第百十条及び第百四十六条並びに第四節(第百五十三条第一項及び第百六十七条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第百八十七条において準用する第百六十三条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第百七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百五十九条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十六条第二項中「次条」とあるのは「第百八十七条」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第百九十条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ロ・ハ 略

2・3 略

第一節 基本方針

第二百十六条 略

2 略

（従業者の員数等）

第二百十七条 略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（予防サービス条例第二百二条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（予防サービス条例第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ・ハ 略

2・3 略

第一節 基本方針

第二百十六条 略

2 略

3| 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第五節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

（従業者の員数等）

第二百十七条 略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（予防サービス条例第二百二条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（予防サービス条例第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 略

二 看護職員又は介護職員 次のとおりとする。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者
の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得
た数の合計数

に一

が三又はその端数を増すこと

以上であること。

ロ・ハ 略

三・四 略

3〜8 略

第二百二十二条 削除

(記録の整備)

第二百三十五条 略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定
施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その
完結の日から二年間保存しなければならない。

一 略

二 看護職員又は介護職員 次のとおりとする。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者
及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る
介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平
成十一年厚生省令第五十八号)第二条第一項第二号に規定する
要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すこと
に一以上並びに介護予防サービスの利用者のうち同令第二条第
一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又
はその端数を増すことに一以上であること。

ロ・ハ 略

三・四 略

3〜8 略

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第二百二十二条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホ
ームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護(利
用期間を定めて行うものを除く。)を提供する指定特定施設入居者
生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受
領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件である
ことを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第二百三十五条 略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定
施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その
完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇七 略

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百四十五条 略

2 略

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百四十八条に規定する指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する認知症対応型通所介護をいう。）とする。

4〇8 略

(記録の整備)

第二百四十六条 略

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇九 略

(準用)

第二百四十七条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十四条、第五十五条、第九十九条、第一百条、第二百二十一条、第二百二十

一〇七 略

八 介護保険法施行規則第六十四条第三号に規定する書類

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百四十五条 略

2 略

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百四十八条に規定する指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する 認知症対応型通所介護をいう。）とする。

4〇8 略

(記録の整備)

第二百四十六条 略

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇九 略

(準用)

第二百四十七条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十四条、第五十五条、第九十九条、第一百条、第二百二十一条から第二百二十

三から第二二十六条まで、第二二十九条、第二三十条及び第二三十二条から第二三十四条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十四条第一項及び第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十四条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二二十三条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二二十六条第一項中「第二十七条第一項第一号又は第二項第四号」とあるのは「第二三十九条第一項第三号又は第二項第四号」と、同条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二三十二条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第二百五十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

十六条 まで、第二二十九条、第二三十条及び第二三十二条から第二三十四条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十四条第一項及び第二項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十四条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二二十三条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二二十六条第一項中「第二十七条第一項第一号又は第二項第四号」とあるのは「第二三十九条第一項第三号又は第二項第四号」と、同条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二三十二条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保)

第二百五十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

